

雲南市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年度に実施した定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、同条の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年 8月26日

雲南市監査委員 坂 本 偉 健
雲南市監査委員 中 村 辰 眞

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

雲南市長 石 飛 厚 志

2. 通知を受けた日

令和8年8月13日

3. 監査結果に関する報告

令和8年3月23日 監第62号 令和7年度定期監査及び行政監査報告書

4. 措置の内容

別紙のとおり

令和 7 年度定期監査及び行政監査結果による措置状況

【監査の種類】 令和 7 年度定期監査及び行政監査

【監査の期間】 令和 7 年 1 2 月 1 9 日から令和 8 年 2 月 5 日まで

【監査報告日】 令和 8 年 3 月 2 3 日

【監査結果による措置状況】

1. 定期監査

(1) 事業、工事、及び補助金の執行状況について

検討要望事項	所管部局	措置内容
(1) 補助金について ①補助金交付要綱について 概算払手続き規定について 交付規則に概算払の申請及び承認手続きが規定されていることから、交付要綱に規定がないことが直ちに違法とはいえない。しかし、概算払は補助金額の確定前の事前支出であり、過払い等のリスクが高いため手続きは交付要綱で明確にしておく必要がある。運用の明確性の観点から個別の交付要綱に概算払の具体的な手続きを規定されたい。	産業観光部観光振興課 教育委員会国スポ・全スポ準備室	【産業観光部観光振興課】 雲南市桜まつり事業交付金交付要綱の一部を改正し、概算払いの具体的な手続き（概算払申請書の提出、概算払決定の通知、概算払請求書の提出）を規定した。 【教育委員会国スポ・全スポ準備室】 令和 7 年度事業を対象とした補助金交付要綱であるため現時点では廃止となっている。このため今後の類似事業を実施する際には、ご指摘の点について規定し対応したい。

(2) 市税・各種使用料等の滞納整理事務について

検討要望事項	所管部局	措置内容
①非強制徴収公債権・私債権について 非強制徴収公債権・私債権については、それぞれの所管課が債権管理を行っている。そのため所管課によっては債権管理についての法務知識やノウハウが十分に蓄積されておらず、新たに発生した収入未済について雲南市私債権の管理に関する条例（以下「私債権管理条例」という。）に基づく債権台帳の整備や督促等が適正に行われていないものがあつた。収入未済については、歳入のある所管課であれば今後、発生する可能性が十分に考えられる。歳入のある所管課においては、本部会議等において債権管理の法務知識やノウハウの習得に取組まれない。今回の監査で指摘した該当部署は、速やかに私債権管理条例に基づく債権管理を行われたい。	政策企画部交通政策室	【政策企画部交通政策室】 未収金については、債権者より全額納付いただき、現在のところ新たな未収金は発生していない状況である。 今後未収金が発生した際には、私債権管理条例に基づき、債権管理台帳の整備や督促等を行うこととする。
②滞納整理事務取扱要綱及びマニュアルについて 債権回収を公平、効率的に進めるためには、滞納整理事務取扱マニュアルが有用であると過去の監査でも意見してきた。上記①で指摘した課においてもマニュアルが整備されていれば適切な債権管理が行えていたと思われる。未策定の所管課においては、マニュアルを整備し、適切な債権回収に努められたい。	政策企画部交通政策室 総務部人権推進室 市民環境部市民生活課	【政策企画部交通政策室】 未収金は全額回収し、現在のところ新たな未収金は発生していないが、今後未収金が発生した際に備えて、滞納整理事務取扱マニュアルを整備する。 【総務部人権推進室】 滞納整理事務取扱マニュアル整備に向け取り組みを進める。 【市民環境部市民生活課】 雲南市市税等滞納整理対策本部会議と連携し、台帳の整備やマニュアルの整備を行うなど適切な債権の管理について検討していく。